

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情があるとき。	1 契約の概要 義務教育段階の児童生徒が使用する学習用端末の整備（GIGAスクール構想）の補助金の交付要件として、都道府県に共同調達会議の設置、市町村にはその会議への参加が必須であることが位置付けられている。このことを受け、令和6年4月に岐阜県及び市町村の教育長を構成員とした「岐阜県市町村等GIGAスクール端末整備推進協議会」を設置した。協議会では、次の2つの事業を行うこととしている。 ① 学校教育におけるICTの利活用に係る情報交換に関すること ② 公立学校における児童生徒の1人1台端末等の共同調達に関すること 2つの事業を進めるために、①については「岐阜県市町村等GIGAスクール構想推進部会」を、②については「岐阜県市町村等GIGAスクール端末共同調達作業部会」を設置している。 本件は、①の事業を行う「岐阜県市町村等GIGAスクール構想推進部会」を、円滑かつ効果的に企画・運営する業務を委託するものである。 2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明 本業務委託は、県内の市町村等のICTの利活用に係る情報交換を通じて、学校教育におけるICTの利活用の推進を図ることを目的とした「岐阜県市町村等GIGAスクール構想推進部会」を、円滑かつ効果的に企画・運営するものである。提案事業者の企画内容、事業者の本業務への理解や方針、実施体制、過去の実績等を総合的に評価し、業務遂行のためにもっともふさわしい事業者を選定する必要があり、契約の相手方により提案及びその成果が異なる可能性が大きいため、業務内容の規格を一律に指定し、入札（価格）によって委託先を決定することは困難である。 3 選んだ特定の相手方が契約相手として適當であることの説明 公募により、事業者から「岐阜県市町村等GIGAスクール構想推進部会」の内容の提案を受け、<u>プロポーザル評価会議において、その内容を評価し、評価結果に基づき評価点の合計が最高点であったNTT西日本株式会社岐阜支店と契約を締結する。</u>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。